



発行  
東京都

目次

告示

- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（同）…五

告示

●東京都告示第六百二十一号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、令和八年四月二十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 令和八年四月二十一日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 外濠環状

二 変更の区間 港区新橋一丁目三十四番四地内から同所  
同番五地内まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

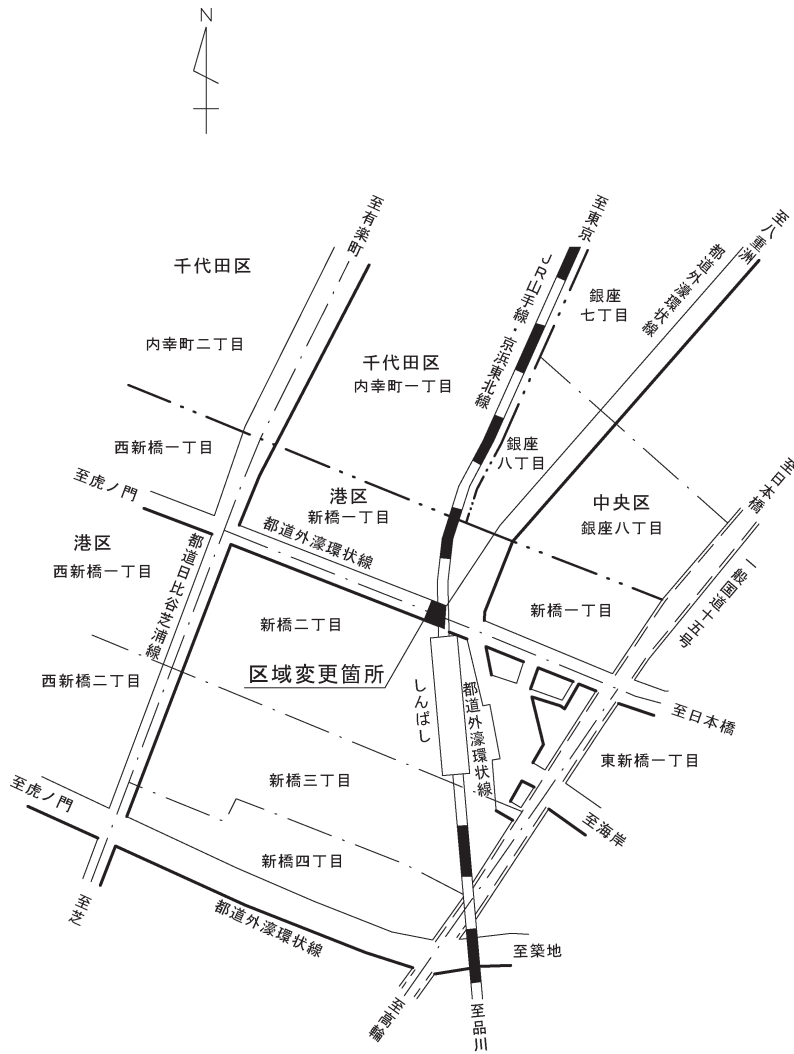
別図

都道外濠環状線区域変更略図

港区新橋一丁目地内

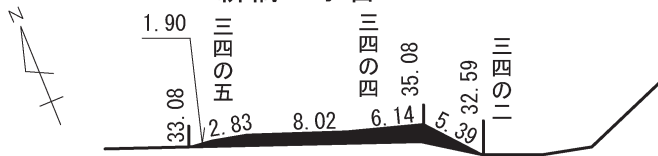


延長 二三・七二メートル  
 面積 二〇・七九平方メートル

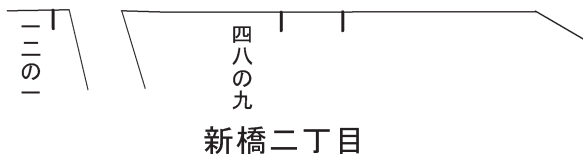


港区

新橋一丁目



至 虎ノ門      都道外濠環状線      至 日本橋



●東京都告示第六百二十二号

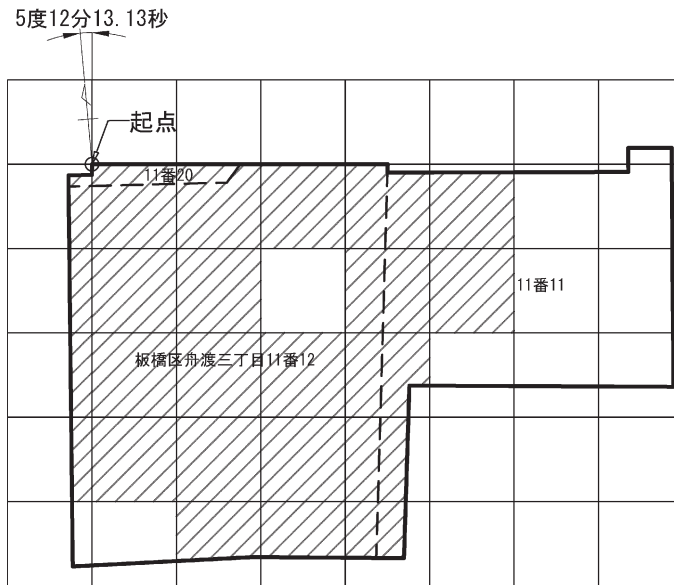
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年四月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（板橋区舟渡三丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 敷地境界
- - - 筆境界
- 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、板橋区舟渡三丁目11番20の最北端とする。

【格子の回転角度（5度12分13.13秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【座標データ】

点名	X座標	Y座標
起点	-22987.025	-13647.771

※起点の座標値は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第六百二十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一  
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお  
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ  
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい  
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法  
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

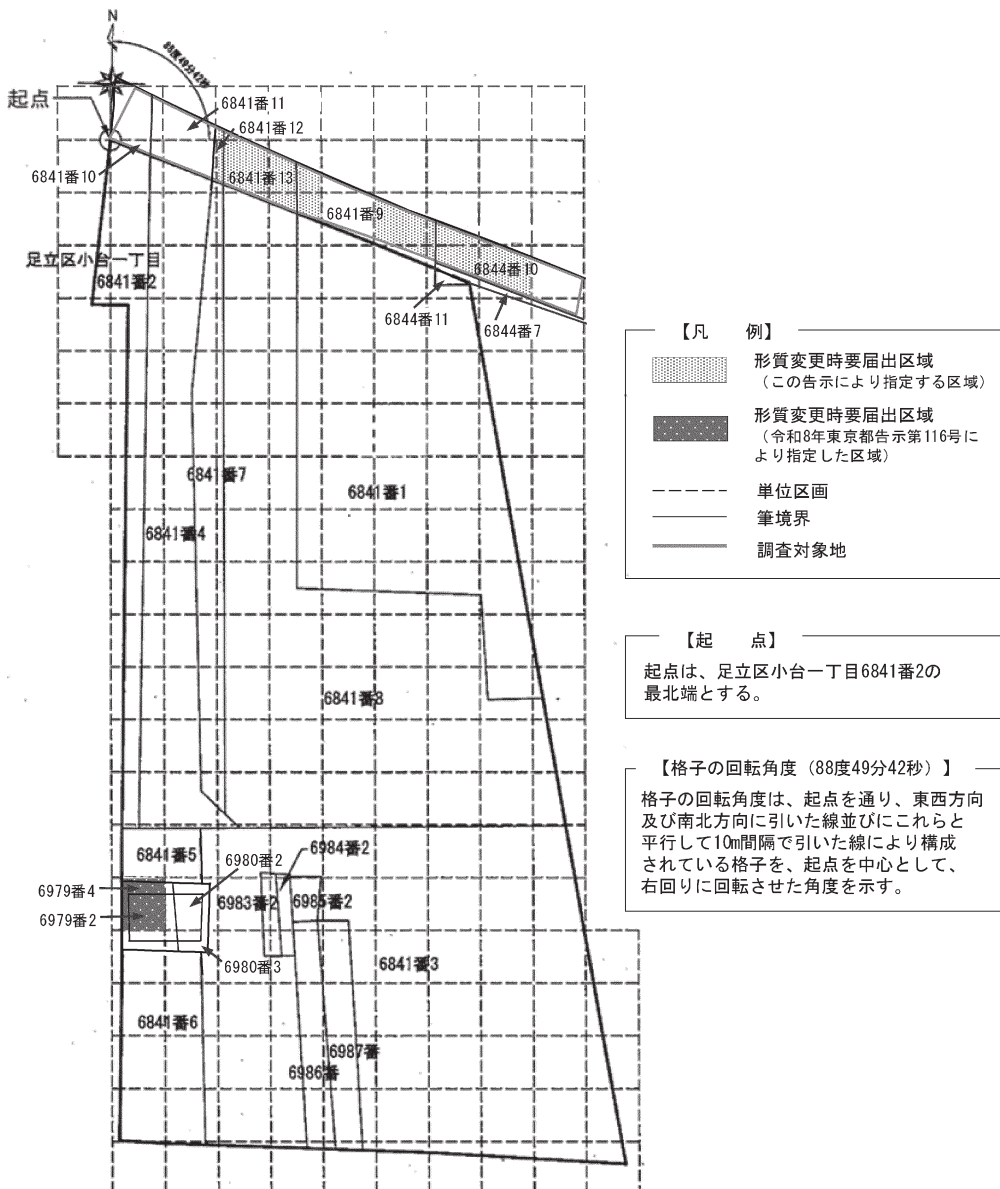
令和八年四月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区小台一  
丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十  
九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有  
害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びそ  
の化合物

別 図



●東京都告示第六百二十四号

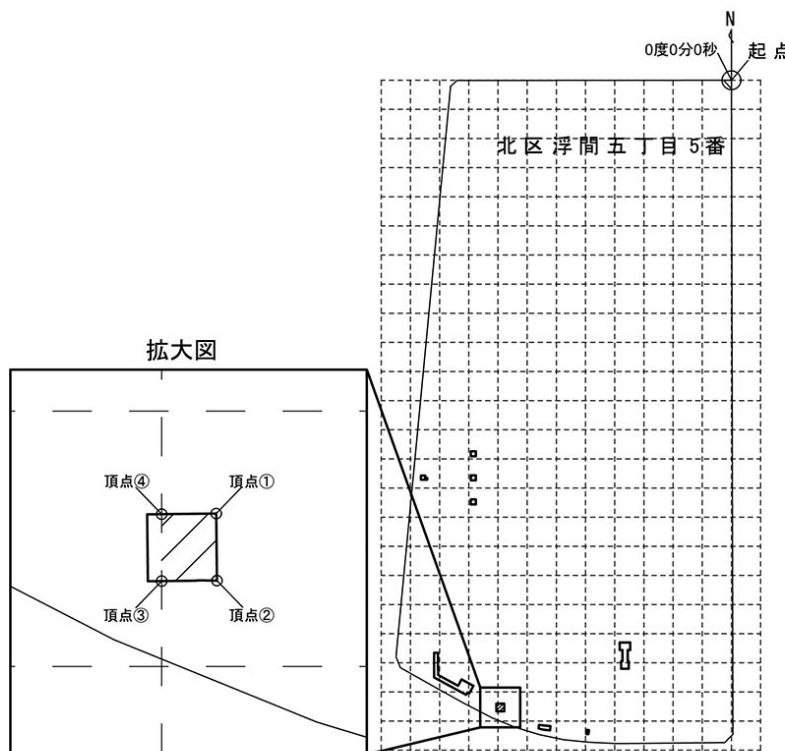
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和七年東京都告示第九十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年四月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（北区浮間五丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- ▨ 指定を解除する区域

【起点】

起点は、北区浮間五丁目5番の北東端と東側敷地境界北端の延長線上の交点とする。

【座標】

頂点	X座標	Y座標
起点	0.000	0.000
頂点①	-77.869	-214.009
頂点②	-77.839	-216.637
頂点③	-80.000	-216.655
頂点④	-80.000	-214.035

※起点を任意座標とし、(X, Y) = (0.00, 0.00) として設定した値である。  
 ※座標値は、右上の点を頂点①とし、右回りに読み取りを行ったものである。

【格子の回転角度（0度0分0秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

